

## 議案第4号

### 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月19日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1（第3条関係）

略	5 知事 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの
略	8 教育委員会 高等学校等、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科及び特別支援学校（高等部を除く。）への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの
略	

別表第1（第3条関係）

略	5 知事 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。）への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの
略	8 教育委員会 県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。